

前払金・中間前払金制度について [平成30年4月1日改正]

前払金・中間前払金制度とは

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払い、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的としています。前払金は請負金額の4割、中間前払金は請負金額の2割を超えない範囲で行います。（ただし、中間前払金のみの請求はできません。）

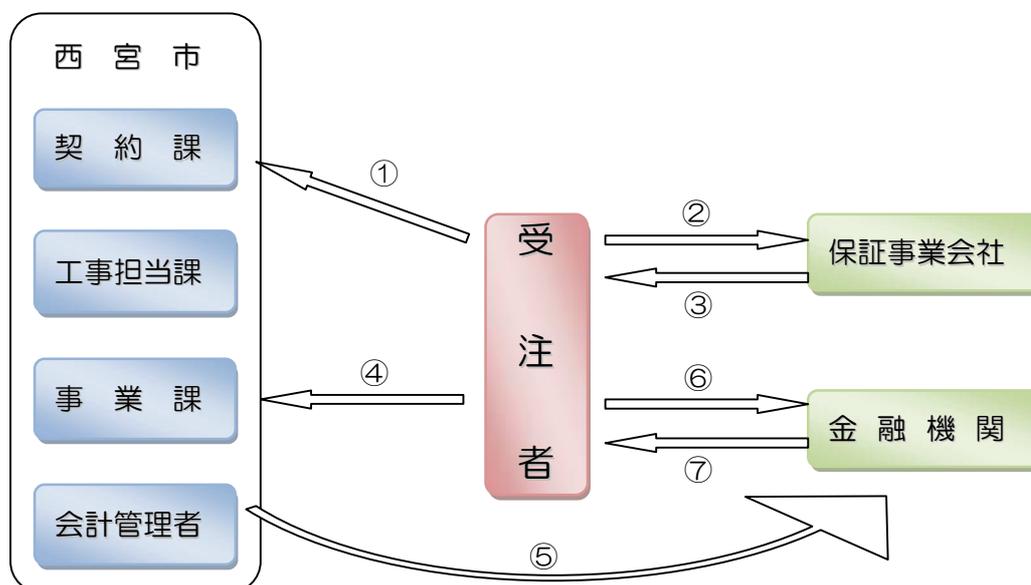
対象工事

設計金額が1件130万円（税込）以上の工事

手続き

前払金

- ①契約時に受注者が前払金・中間前払金制度の利用の有無を決定する。利用しない場合、契約課に「前払金・中間前払金辞退届（第1号様式）」を提出する。
- ②受注者が保証事業会社に保証の申し込みをする。
- ③保証事業会社が保証証書を発行する。
- ④受注者が事業課に「公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書（第2号様式）」及び「公共工事（前払金・中間前払金）請求書（第3号様式）」、保証証書を提出する。（契約締結日から30日以内に行う。）
- ⑤請求を受けた日から14日以内に、会計管理者が金融機関に前払金を支払う。
- ⑥受注者が金融機関に払出請求をする。
- ⑦金融機関が受注者に支払いをする。

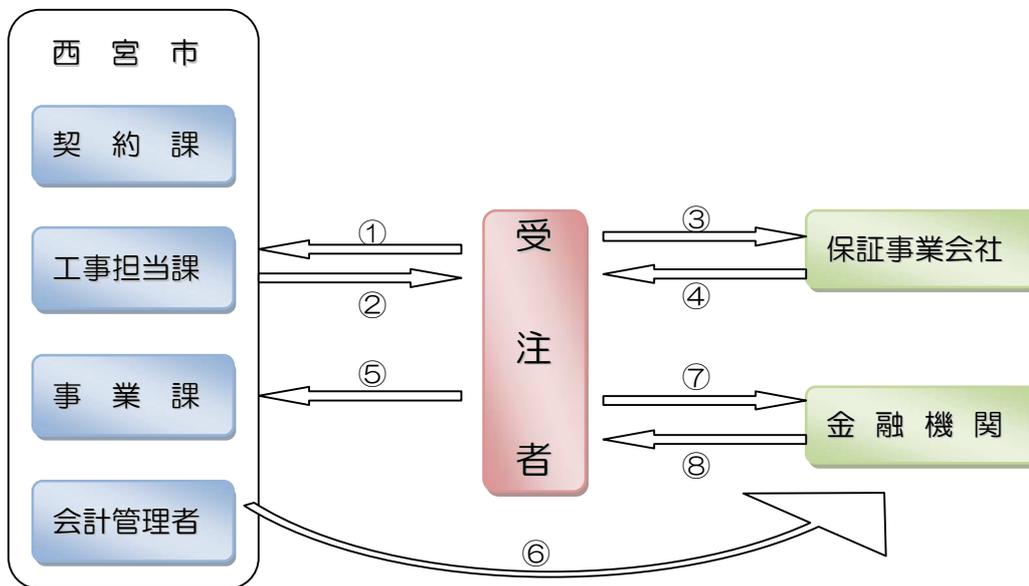


中間前払金

中間前払金の支払いには次の条件を満たしていることが必要です。(ただし、前払金の支払いをした工事に限ります。)

- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 出来高が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- ①条件を満たした段階で受注者が工事担当課に「中間前払金認定請求書（第4号様式）」、「工事履行報告書（第5号様式）」、「実施工程表（第6号様式）」を提出する。
- ②工事担当課が受注者に「中間前払金認定調書（第7号様式）」を交付する。
- ③受注者が保証事業会社に保証の申し込みをする。
- ④保証事業会社が保証証書を発行する。
- ⑤受注者が事業課に「公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書（第2号様式）」及び「公共工事（前払金・中間前払金）請求書（第3号様式）」、保証証書を提出する。
- ⑥会計管理者が金融機関に中間前払金を支払う。
- ⑦受注者が金融機関に払出請求をする。
- ⑧金融機関が受注者に支払いをする。



※詳しくは、「公共工事の前払金に関する規則」、「公共工事の前払金に関する要綱」をご覧ください。